

用語の解説

番号	用語	解説
※1	ローリング方式	毎年度、財政状況等の環境の変化に応じて、事業計画を部分的に見直す手法。計画と現実が大きくずれをを防ぐことができる。
※2	高齢化率	総人口に占める 65 歳以上の高齢者人口の割合。
※3	リーマンショック	国際的な金融危機の引き金となった平成 20 年のリーマン・ブラザーズの経営破綻とその後の株価暴落を指す。
※4	第1次産業	産業の大分類を3部門に集約したもののうち、農業、林業、漁業などの産業。
※5	第2次産業	産業の大分類を3部門に集約したもののうち、鉱業、建設業、製造業などの産業。
※6	第3次産業	産業の大分類を3部門に集約したもののうち、第1次産業、第2次産業以外の産業で、電気・ガス・水道業、通信業、運輸業、卸売・小売業、金融・保険業、不動産業、飲食業、サービス業などの産業。
※7	6次産業化	農林水産事業者が生産(1次)、加工(2次)、販売(3次)まで一体的に取り組むことや、2次・3次事業者と連携して新商品やサービスを生み出すこと。
※8	インバウンド	外国人が訪れてくる旅行。
※9	公共的民間団体	市と連携し、及び協働して各分野で公共的に活動する団体。
※10	合併算定替	普通交付税の算定において、合併後も旧団体が存在するとして計算した旧団体の数値を合算すること。合併後の市町村で算定するよりも、合併算定替による交付税額が大きくなる。
※11	人口動態	人口の増減の原因となる、出生・死亡、転入・転出の状況を表すもの。
※12	特化係数	1.0 を超える産業は全国水準と比較して、その産業に特化していると見ることができる。
※13	男女共同参画	男性も女性も、互いに人権を尊重し、責任を分かち合い、性別にかかわらず自らの意思によって社会のあらゆる分野において個性や能力を十分に発揮できる社会のこと。
※14	インターンシップ	学生が企業等において実習・研修的な就業体験をする制度。
※15	ライフライン	主にエネルギー、水供給施設、交通施設、情報施設などの日常生活に必須となる設備、施設のこと。
※16	循環型社会	限りある資源を効率よく利用し、排出された廃棄物を単に処理する社会から廃棄物の発生を極力抑え、発生した廃棄物は環境に負担を与えないよう再利用、再資源化する社会のこと。
※17	シティセールス	自治体がまちの特色や魅力などを市内外に宣伝し、売り込むことにより、人や企業に関心を持ってもらい、知名度やイメージを上げていくこと。

番号	用語	解説
※18	UJIターン	Uターンは地方出身者が他の地域に移住した後、再び出身地へ戻ること。Jターンは地方出身者が大規模な都市へ移住した後、出身地の間の他の地域に移ること、又は出身地の近くの地域に移ること。Iターンは大規模な都市で生まれ育った者が地方へ移ること、又は地方出身者が出身地以外の地域に移ること。
※19	パラサイクリング	国際自転車連合(UCI)の規定する競技規則の下で行われる障がい者の自転車競技のこと。選手は障がいの種類と使用する自転車により4つのクラスに分けられ、更に障がいの度合いにより分類される。なお、参加する選手の障がいの種類は大まかに四肢障がい(切断、機能障がい)、脳性麻痺、視覚障がい、下半身不随がある。
※20	ICT	Information and Communication Technology の略。情報技術に通信コミュニケーションの重要性を加味した言葉。
※21	DMO	Destination Management Marketing Organization の略。観光地域づくりを推進し、牽引する専門性の高い組織・機能。
※22	ファミリーサポートセンター	子育てを「援助してほしい」「応援したい」という人がそれぞれ会員となり、地域で会員相互が援助しあえるよう支援する仕組み。
※23	地域包括ケアシステム	住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される仕組み。
※24	介護給付	介護保険で要介護状態と認定された被保険者に提供される介護サービス、介護に関わる費用の支給のこと。
※25	成年後見制度	判断能力が不十分な人を保護し、その人の財産や権利を守るため、法律的に支援する制度。
※26	安心相談ナースフォン	急病などの緊急時や日常の相談を受けるセンターに24時間365日つながる機器。
※27	第二層協議体	住民主体の「支援」体制等のサービスや資源開発等を推進することを目的に、日常生活圏域毎に地域課題を検討する場として中核となるネットワーク。
※28	地域包括支援センター	介護保険法で定められた、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防の推進等を総合的に行なう機関。保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー等の専門職を配置している。
※29	住民運営通いの場	介護予防のために、百歳体操等を、住民が主体となって身近な場所で継続して運営する「通いの場」。
※30	介護予防応援隊	市が実施する介護予防事業等のサポートができる応援隊員をいう。
※31	見守りネットさんようおのだ	徘徊認知症高齢者等を早期に発見するためのメール配信システム。
※32	地域密着型サービス	高齢者が要介護状態となっても、できる限り住み慣れた地域で生活ができるよう創設された介護保険制度上のサービス類型。市町村が事業者の指定や指導・監督を行う。
※33	施設サービス	介護老人福祉施設サービス、介護老人保健施設サービス、介護療養型医療施設サービスのこと。

番号	用語	解説
※34	小規模多機能型居宅介護	通いによるサービスを中心に、利用者の希望などに応じて訪問や宿泊を組み合わせ、入浴・排せつ・食事等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練(リハビリテーション)を行う。
※35	看護小規模多機能型居宅介護	「小規模多機能型居宅介護」と「訪問看護」の組合せが提供可能なサービスで、要介護度が高く、医療的なケアを必要とする人が、住み慣れた家や地域で安心して生活することが可能となる。
※36	地域密着型サービスにおける居住施設	認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護のことをいう。
※37	ケアプラン	要支援、要介護の認定を受けた者を対象として、心身状況やおかれている環境、本人や家族の希望を取り入れながら、利用しようとする介護保険サービスの種類や内容、担当者、その他厚生労働省令で定める事項を定めた計画書のこと。
※38	地域生活支援拠点	障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、緊急時に相談でき、対応ができる体制。
※39	共同生活援助事業所	障がい者が地域で生活するためのグループホーム。
※40	児童発達支援センター・事業所	障がいのある児童に地域で支援を提供する事業所。
※41	データヘルス計画	健診・医療・介護などの情報を分析し、導き出された健康課題に対して効果的・効率的に保健事業を進めていくための計画。
※42	特定健康診査	糖尿病や高血圧、脂質異常などの生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として導入された健康診査のこと。
※43	ソーシャルキャピタル	「Social capital(社会関係資本)」。人々の協調行動が活発化することにより社会の効率性を高めることができる、信頼関係、規範、ネットワークといった社会組織の特徴。
※44	避難行動要支援者	災害時に自力で避難することが難しく、第三者の手助けが必要となる高齢者、障がい者、難病患者など。
※45	自助・共助・公助	自助は自分でできることは自らの力で行うこと。共助は自分だけでは解決や行うことが困難なことについて、周りの人たちと助け合うこと。公助は自助・共助では解決できないことについて、行政機関などが支援を行うこと。
※46	ハザードマップ	危険予測図。災害事象によって危険が及ぶと想定される区域や避難に関する情報をまとめ地図化したもの。
※47	NPO	非営利活動法人(Non Profit Organizationの略称)。ボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体を指す。
※48	地域の夢プラン	中山間地域で生活する住民が自ら作成する、手づくりの“地域の将来計画”のこと。これには、地域の夢、地域の課題や解決方策、将来目標、役割分担等が定められる。

番号	用語	解説
※49	地域おこし協力隊	都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を移動し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱する。隊員は、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る。
※50	DV	Domestic Violenceの略。配偶者や恋人などの親密な関係にあるパートナー間で振るわれる暴力。身体的、精神的、性的、経済的、社会的な暴力がある。
※51	エコファーマー	「持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律」第4条第1項の規定に基づき都道府県知事の認定を受けた農業者の愛称名。
※52	耕作放棄地	以前耕地であったもので、過去1年以上作物を栽培せず、しかもこの数年の間に再び耕作する考えのない土地。
※53	遊休農地	現時点では耕作目的で利用されておらず、かつ、引き続き耕作目的で利用されないと見込まれる農地。周辺の農地と比べて、利用の程度が著しく劣っている農地。
※54	多面的機能支払制度	農村地域においては、過疎化、高齢化、混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、地域の共同活動によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつあり、多面的機能を支える共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進するための制度。
※55	緑のカーテン	アサガオやゴーヤ、ヘチマなどのつる性の植物を育て、ベランダや窓、壁をカーテンのように覆ったもの。
※56	温室効果ガス排出量	市が事業者、消費者としての立場で経済活動の主体として自ら行う事務・事業から発生するエネルギー起源二酸化炭素の量。
※57	転入奨励金	市外から転入して新たに住宅を取得した人に対して、家屋部分の固定資産税相当額が5年間奨励金として交付される。
※58	誘導居住面積水準	世帯人数に応じて、豊かな住生活の実現の前提として、多様なライフスタイルを想定した場合に必要なと考えられる住宅の面積に関する基準(①単身者:55平方メートル、②2人以上の世帯:25平方メートル×世帯人数+25平方メートル など)。
※59	指定管理者制度	公の施設の管理に民間の能力を活用することで、市民サービスの向上を図るとともに、経費の削減等を図ることを目的とし、民間事業者や団体に、公の施設の管理を委ねるもの。
※60	ストックマネジメント計画	下水道ストックを適正に管理するため、すべての施設を対象として、その状況を客観的に把握、評価し、長期的な施設の状況を予測しながら、計画的かつ効率的に管理するための計画。
※61	合併処理浄化槽	し尿と生活雑排水(台所、洗濯、風呂等から出る排水)を併せて処理する浄化槽のこと。
※62	水源涵養林 ^{かん}	雨水を吸収して水源を保ち、あわせて河川の流量を調節するための森林。
※63	給水収益に対する企業債残高	企業債残高が経営に与える影響からみた財政状況の安全を表す指標のこと。

番号	用語	解説
※64	流動比率	短期的な債務に対する支払い能力を表す指標のこと。
※65	コミュニティバス	道路運送法に規定された乗合バス的一种。地方自治体や地域が主体となり、交通空白地域の解消や高齢者の外出促進、中心市街地の活性化を目的に運行される。
※66	デマンド型交通	利用者の移動要望(電話予約等)に応じて、運行経路や時間を調整して効率的な運行計画を立て、柔軟な輸送を可能とする、バスやタクシーなどを利用した乗合型の交通システム。
※67	コンパクトシティ	中心市街地の活性化等を図るため、行政や医療・福祉施設、商業施設等の暮らしに必要な機能が住まいなどの身近に存在し、利便性がよく、効率的な都市構造のこと。
※68	経済センサス	経済センサスは、全ての事業所・企業を対象とする唯一の統計調査であり、事業所・企業の捕捉、企業構造の把握に重点を置いた「経済センサス 基礎調査」と売上高など、経済活動の把握に重点を置いた「経済センサス 活動調査」の2調査で構成される。
※69	セーフティネット保証制度	中小企業信用保険法第2条第5項各号に規定する各種の要件に該当し、市長の認定を受けた中小企業者について、信用保証協会の保証限度額の別枠化等が行われる制度のこと。
※70	農業次世代人材投資資金	就農時の年齢が45歳未満の新規就農者に対する支援。
※71	シンクタンク	幅広い分野の課題などを調査・研究し、その結果を公表したり解決策を示したりする研究機関のこと。
※72	おもてなしサポーター	観光に関する研修を受けた市内観光関係事業所。
※73	山陽小野田名産品	山陽小野田名産品推進協議会が認定する商品等
※74	LD(学習障害)	Learning Disabilities の略で、知的発達に大きな遅れはないのに、聞く、話す、読む、書く、計算するなどの特定の能力の習得や使用が困難な状態を指すもの。
※75	ADHD(注意欠陥多動性障害)	Attention Deficit Hyperactivity Disorder の略で、注意が散漫になったり、落ち着きがなく、衝動的で興奮しやすいなどの特徴を示す行動障害のこと。
※76	グローバル化	政治・経済、文化など、様々な側面で、従来の国家・地域の垣根を越えた、地球規模で資本や情報のやり取りが行われる状態のこと。
※77	不登校児童生徒	連続又は断続して30日以上欠席した児童生徒(病気又は経済的理由による欠席を除く)。
※78	ヤングテレホン	いじめや不登校、家族のこと、友達のことなどの悩みを専門の相談員に相談する青少年の悩みの専用電話相談のこと。
※79	コミュニティ・スクール	学校運営、学校支援、地域貢献の観点から協議を行い、「地域とともにある学校づくり」「学校とともにある地域づくり」をすすめることを目的に、地域住民、保護者等から構成される学校運営協議会を設置した学校を指す通称。
※80	学校支援コーディネーター	学校と地域の間立ち、地域住民の学校ボランティア、生徒・児童の地域ボランティアの企画、調整を担う人のこと。
※81	ふるさと文化遺産	文化財に指定されていないものを含め、一定の価値づけをした本市独自の文化的資産のこと。

番号	用語	解説
※82	総合型地域スポーツクラブ	誰もが身近な地域で気軽にスポーツを楽しめるよう、地域の人たちが自主的、主体的に運営するスポーツクラブ。
※83	経常収支比率	人件費や扶助費、公債費などの経常的経費に、市税や地方交付税などの経常一般財源がどの程度充当されているかを示す比率。一般的には 80%を超えると財政構造の弾力性が失われるとされている。
※84	行政評価	行政の施策・事務事業に対し、その妥当性、有効性、効率性を評価し、その結果をもとに、それらを適切かつ効果的に改善して、予算査定などに反映させる仕組み。
※85	地方公会計制度	現金主義・単式簿記を特徴とする地方自治体の会計制度に対して、発生主義・複式簿記の考え方を取り入れた会計制度のこと。
※86	ネーミングライツ	公共施設の所有権はそのままにして、施設の名称(愛称)の命名権だけを企業等に譲渡し、広告費として収入を得ること。
※87	サポート寄附金(ふるさと納税)	自治体に対して寄附をすると、寄附額のうち 2,000 円を超える部分について、一定の上限まで、原則として所得税・個人住民税から全額が控除される制度。
※88	実質公債費比率	一般会計が負担する地方債の元利償還金等の標準財政規模に対する割合。
※89	将来負担比率	一般会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合。
※90	パブリックコメント	市の政策立案過程で市民から意見を公募し、その意思決定に反映させることを目的とする制度。
※91	山口県央連携都市圏域	山口市、宇部市、萩市、防府市、美祢市、山陽小野田市、島根県津和野町の 7 市町が、連携中枢都市圏構想の趣旨の下、相互に連携や補完を図り、圏域全体の将来にわたる発展と、個性と活力に満ちた圏域の形成を目指していくことを目的として、地方自治法に基づく連携協約を締結して形成したもの。